

## 多治見市死者の情報の開示に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、死者情報の開示について特別の措置を講じることにより、死者に関して有する財産並びに権利及び義務（以下「財産等」という。）の効果的な探索及び実現を可能とし、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

### (情報公開条例との関係)

第2条 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」という。）の規定がこの条例の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この条例の規定が優先する。

### (定義)

第3条 この条例において「死者情報」とは、情報公開条例第6条第2項第1号に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、情報公開条例の例による。

### (実施機関の責務)

第4条 実施機関は、死者情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第5条 この条例により死者情報の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

### (開示することができる死者情報)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる者から請求があったときは、当該各号に定める死者情報を開示することができる。

(1) 死者を被相続人とする民法（明治29年法律第89号）第5編第2章に定める相続人（廃除された者を含み、放棄した者を除く。）

ア 当該死者から相続する財産等に関する情報（探索及び特定に必要な情報を含む。以下この項において同じ。）

イ 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(2) 遺言により当該死者から財産等の遺贈を受けた者 当該死者から遺贈を受

けた財産等に関する情報

(3) 契約により当該死者に対し債権を有するもの又は債務を負うもの 当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報

(4) 死者が成年に達していなかった場合における当該死者の親権者及び未成年後見人 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(5) 死者の死亡の際、当該死者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び主に当該死者の収入により生計を営んでいた者 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

(6) 他の実施機関並びに国及び他の地方公共団体

ア 事務及び事業の執行上必要な情報

イ 当該死者の名誉に資する情報

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、請求の対象となっている死者情報が情報公開条例第6条第2項各号のいずれかに該当するとき（同項第1号については同号中「個人」を「請求の対象となっている死者以外の個人」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。）は、当該死者情報の全部又は一部について開示しないことができる。

（死者情報の部分開示）

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により開示することができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条第2項に規定する情報

が記録されている部分を除いて、死者情報を開示しなければならない。

（死者情報の存否に関する情報）

第8条 実施機関は、開示請求に係る死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求の手続）

第9条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その

他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 請求しようとする死者情報を特定するために必要な事項

(3) 死者情報の開示の方法

(4) その他実施機関が定める事項

2 前項に規定する請求書の提出に当たっては、請求者と死者との関係その他の当該請求が第6条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(開示の決定)

第10条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示するときは、開示する旨の決定をし、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、第7条の規定により、開示請求に係る死者情報の一部を開示するときは、部分開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示しないとき（第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

4 前2項の規定による決定をしたときは、前2項に規定する書面に、その理由を記さなければならない。

5 第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった翌日から起算して14日以内にしなければならない。

6 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して28日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

7 実施機関は、第1項から第3項までの決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第 11 条 実施機関は、死者情報の開示をする旨の決定をしたときは、文書、図画又は写真（第 3 項及び次条第 2 項において「文書等」という。）については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により、速やかに、開示請求者に対し当該死者情報の開示をしなければならない。

2 死者情報の開示は、実施機関が前条第 1 項から第 3 項までに規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、死者情報の開示にあたり、文書等の閲覧をさせることにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、死者情報の部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該文書等の写しにより死者情報の開示をすることができる。

(費用負担)

第 12 条 死者情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 死者情報の開示にあたり、文書等の写しの交付を行う場合における当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の制度との調整等)

第 13 条 実施機関は、他の法令等の規定による開示については、この条例を適用しないものとする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第 14 条 実施機関は、死者情報の開示の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、同法第 43 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、速やかに是正請求審査会（多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 31 条第 1 項に規定する是正請求審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。

(調査権限)

第 15 条 是正請求審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

2 実施機関は、是正請求審査会から前項の規定による求めがあったときには、これを拒んではならない。

3 是正請求審査会は、必要があると認められるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る死者情報の内容を是正請求審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、是正請求審査会に提出するよう求めることができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。